



宮 崎 県 公 報

令和3年4月1日(木曜日) 第 193 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則及び知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1	頁
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 2	
○宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 3	
○旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 5	

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 13	
○民有林の保安林の指定 (4件) …………… (自然環境課) 13	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 14	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 14	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 14	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 15	
○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 15	

訓 令

○宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令…………… (総合政策課) 15	
○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 16	
○文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (“) 16	
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 17	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 18	
○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 23	

公 告

○調理師試験の実施に関する事務の委任…………… (衛生管理課) 23	
○地図及び簿冊の認証 (2件) …………… (農村計画課) 24	
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農村整備課) 24	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 24	
○公共測量の実施の通知…………… (“) 24	
○落札者等の公告…………… 24	

企業局企業管理規程

○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 24	
--------------------------------	--

人事委員会規則

○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則…………… 29	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 29	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 30	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 31	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 32	
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 33	
○平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則…………… 34	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 34	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 34	
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則…………… 35	

教育委員会規則

○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 36	
○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 36	
○県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 37	
○県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 37	
○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 37	

教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…………… 38	
------------------------------------	--

収用委員会告示

○収用及び使用の裁決手続の開始決定…………… 38	
---------------------------	--

規 則

知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則及び知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則及び知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則の一部を改正する規則

(知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則の一部改正)

第1条 知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

(知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則の一部改正)

第2条 知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則(平成28年宮崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削り、「1 申請者が代理人によって審査請求等に参加する場合には、代理人が押印し、及び代理人の資格を称する書類を添付すること。」を

「1 申請者が代理人によって審査請求等に参加する場合には、代理人の資格を称する書類を添付すること。」に改める。

別記様式第2号から別記様式第13号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則及び知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第29号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(かい長への委任)		(かい長への委任)	
第3条 [略]		第3条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
3 前2項の規定にかかわらず、次の事務は、県税・総務事務所(宮崎県税・総務事務所を除く。)又は西臼杵支庁のかい長に委任する。		3 前2項の規定にかかわらず、次の事務は、県税・総務事務所(宮崎県税・総務事務所を除く。)又は西臼杵支庁のかい長に委任する。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 同一の庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所における歳入歳出外現金(社会保険料並びに非常勤職員及び臨時職員に係る県民税及び市町村民税に限る。)の受入れ及び払出しの通知に関すること。		(3) 同一の庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所における歳入歳出外現金(社会保険料並びに非常勤職員に係る県民税及び市町村民税に限る。)の受入れ及び払出しの通知に関すること。	
4~6 [略]		4~6 [略]	
別表第3(第7条関係)		別表第3(第7条関係)	
本庁会計課の出納員	[略]	本庁会計課の出納員	[略]
環境森林課の金銭分任出納員	天神山及び諸県県有林の立竹並びに竹産物売払代金並びに環境森林課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。	環境森林課の金銭分任出納員	環境森林課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。
[略]	[略]	[略]	[略]
森林経営課の金銭	森林経営課に属する入札	森林経営課の金銭	1 森林経営課に属する

	分任出納員	<u>保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。</u>		分任出納員	<u>入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。</u> 2 県営林の生産物の売払代金の収納に関する <u>こと。</u>
	[略]			[略]	
警察本部の出納員	[略]			警察本部の出納員	[略]
	警察本部警務部警務課の金銭分任出納員	[略]		警察本部警務部県民広報課の金銭分任出納員	[略]
	[略]			[略]	
[略]				[略]	
県立美術館の出納員	[略]	県立美術館において行う美術館観覧料、美術館使用料、宮崎県美術展出品手数料及び著作物の複製費用の収納に関する <u>こと。</u>		県立美術館の出納員	[略]
					県立美術館において行う美術館観覧料、美術館使用料及び著作物の複製費用の収納に関する <u>こと。</u>

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
人事課	[略]
[略]	
漁村振興課	[略]
[略]	

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
人事課	[略]
消防保安課	<u>防災救急航空センター</u>
[略]	
水産政策課	[略]
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県環境影響評価条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第 125号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1 (第 3 条関係)		別表第 1 (第 3 条関係)	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
[略]		[略]	
5 条例別表 5 の項に掲げる事業の種類	(6) [略]	5 条例別表 5 の項に掲げる事業の種類	(6) [略]
			(7) <u>太陽電池発電所の設置の工事業業 (太陽電池発電所の用に供される一団の土地 (以下「太陽電池発電所区域」という。) の面積が35ヘクタール以上であるものに限る。)</u>
			(8) <u>太陽電池発電所の変更の工事業業 (太陽電池発電所区域の面積が35ヘクタール以上増加するものに限る。)</u>

(7)・(8) [略]			(9)・(10) [略]		
[略]			[略]		
別表第 2 (第34条関係)			別表第 2 (第34条関係)		
事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
[略]			[略]		
12 [略]			12 [略]		
13 別表第 1 の 5 の項の(7) 又は(8)に該当する対象事業	[略]		13 別表第 1 の 5 の項の(7) 又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所 区域の面積	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、7ヘクタール未満であること
14~24 [略]			14 別表第 1 の 5 の項の(9) 又は(10)に該当する対象事業		
[略]			15~25 [略]		
別表第 3 (第42条関係)			別表第 3 (第42条関係)		
事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
[略]			[略]		
12 [略]			12 [略]		
13 別表第 1 の 5 の項の(7) 又は(8)に該当する対象事業	[略]		13 別表第 1 の 5 の項の(7) 又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所 区域の面積	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、7ヘクタール未満であること
14~24 [略]			14 別表第 1 の 5 の項の(9) 又は(10)に該当する対象事業		
[略]			15~25 [略]		

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号まで及び別記様式第 8 号から別記様式第 15 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 1 号から別記様式第 4 号まで及び別記様式第 8 号から別記様式第 15 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに宮崎県環境影響評価条例（平成 12 年宮崎県条例第 12 号）第 2 条第 2 項に規定する対象事業となる事業であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容の変更（この規則による改正後の宮崎県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 42 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更を除く。）をせず、又は事業規模を縮小したものに限り。）については、改正後の規則別表第 1 の 5 の項の(7)及び(8)の規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項の規定による認定の申請がなされた事業又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 3 項、第 6 条第 3 項若しくは第 15 条第 2 項のいずれかの規定により同法第 2 条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 3 項の認定を受けたとみなされる事業
- (2) 施行日前に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1

項若しくは第5条第1項の規定による許可がなされた事業

- (3) 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業
- (4) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第31号

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則（平成元年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条、第6条関係）		別表第1（第2条、第6条関係）	
部局及び出先機関名	部局名	部局及び出先機関名	部局名
宮崎県自治学院	[略]	宮崎県自治学院	[略]
[略]		宮崎県防災救急航空センター	消防保安課
海区漁業調整委員会事務局	[略]	[略]	
内水面漁場管理委員会事務局	水産政策課	県立高等水産研修所	[略]
県立高等水産研修所	漁村振興課	海区漁業調整委員会事務局	漁業管理課
		内水面漁場管理委員会事務局	漁業管理課

別記様式第1号（その1）を次のように改める。

別記様式第1号(その2)中「別記様式第1号(その2)」を「別記様式第1号(その2)(第3条関係)」に改める。

別記様式第1号(その3)中「別記様式第1号(その3)」を「別記様式第1号(その3)(第3条関係)」に改める。

別記様式第1号(その4)を削る。

別記様式第1号(その5)中「別記様式第1号(その5)」を「別記様式第1号(その5)(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第1号(その4)とする。

別記様式第1号(その6)中「別記様式第1号(その6)」を「別記様式第1号(その6)(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第1号(その5)とする。

別記様式第1号(その7)を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第 4 号（その 4）を削る。

別記様式第 4 号（その 3）中「別記様式第 4 号（その 3）」を「別記様式第 4 号（その 3）（第 4 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 4 号（その 4）とする。

別記様式第 4 号（その 2）中「別記様式第 4 号（その 2）」を「別記様式第 4 号（その 2）（第 4 条関係）」に改め、同様式を別記様式第 4 号（その 3）とする。

別記様式第 4 号（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第4号(その5)中「別記様式第4号(その5)」を「別記様式第4号(その5)(第4条関係)」に改める。
 別記様式第4号(その6)中「別記様式第4号(その6)」を「別記様式第4号(その6)(第4条関係)」に改める。
 別記様式第4号(その7)を次のように改める。

様式第4号(その7)(第4条関係)

年 月 日

旅 費 内 訳 書 兼 請 求 書 (赴任)

所 属	経費負担所属	年度
所属内訳		

旅行命令番号

処理区分	職 名			番号	支出方法	支払方法		
旅行者	職区分				新規採用職員区分			
	氏 名				住 所			
受取人	区 分	番号		口座振替先	金融機関			
	氏 名				預金種別	口座番号		
	住 所				口座名義			
用 務				用 務 地				

No	旅行年月日	出発地	到着地	交通費	旅行雑費 (うち調整額)	宿泊料等	宿泊数		
陸路		km×37円= 円 (km-(km×))×17円= 円							
移転料	移転料計算距離 km	移転料定額 円	移転料既支給額 円	移転料差引額 円					
扶養親族移転料区分	人数	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費	宿泊料	着後手当	計
12歳以上									
6歳以上12歳未満									
6歳未満									
計									
備考	着後手当区分						出頭旅費	円	
							移転料	円	
							着後手当	円	
							扶養親族移転料	円	
							支払済額	円	
						旅費支給額	円		
会計区分	予算区分	科目コード	科 目 名			予算計上課/事項名称	金 額		
							円		

旅行者番号

別記様式第4号(その8)中「別記様式第4号(その8)」を「別記様式第4号(その8)(第4条関係)」に改める。

別記様式第4号(その9)及び別記様式第4号(その10)を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の旅費の支払事務に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅費の支払事務に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 259号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-39	映画	発情! 十三人の淫女	業仲組 <新東宝映画>	令和3年3 月17日
2年-40	映画	ジュ・テーム・モワ・ノン・プリュ [4Kデジタル・リマスター版] (原題) J E T' A I M E M O I N O N P L U S	セテラ・インターナショナル (フランス)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 260号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1684-97

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字内野八重1684-97(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字日ヶ暮4527、4528、4531、4533

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 262号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字日ヶ暮4562-2

宮崎県告示第 261号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により

- 2 指定の目的 干害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 263号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
 令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山 4243-4
 2 指定の目的 干害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 264号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。
 令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 五ヶ瀬町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
 3 解除の理由 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 265号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和3年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字笹野戸 798番5地先から同郡同町同大字同字 706番地先まで	旧	7.9～11.0	31.6
				新	10.6～11.8	

宮崎県告示第 266号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、令和3年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字笹野戸 798番5地先から同郡同町同大字字差尾 705番1地先まで	令和3年4月1日

宮崎県告示第 267号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、令和3年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字笹野戸 798番5地先から同	令和3年4月1日

郡同町同大
字同字 706
番地先まで

4 占用の制限の開始の期日
令和3年4月1日

宮崎県告示第 268号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字河内字尾曾多利3197番5地先から同郡五ヶ瀬町大字桑野内字二又40番2地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

宮崎県告示第 269号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポブラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

訓 令

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令

宮崎県庁議設置規程（平成19年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、次の表で定める者のほか、知事が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部局等名</th> <th>職名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、総合政策部長主宰のもとに、次の表で定める者のほか、総合政策部長が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部局等名</th> <th>役職</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	部局等名	職名	[略]		総合政策部	部長	[略]		部局等名	役職	[略]		<p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、次の表で定める者のほか、知事が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部局等名</th> <th>職名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>部長 政策調整監</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、総合政策部長主宰のもとに、次の表で定める者のほか、総合政策部長が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部局等名</th> <th>役職</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	部局等名	職名	[略]		総合政策部	部長 政策調整監	[略]		部局等名	役職	[略]	
部局等名	職名																								
[略]																									
総合政策部	部長																								
[略]																									
部局等名	役職																								
[略]																									
部局等名	職名																								
[略]																									
総合政策部	部長 政策調整監																								
[略]																									
部局等名	役職																								
[略]																									

総務部	次長 危機管理局次長	総務部	次長 危機管理局長
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

本 庁
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印守者	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印守者
[略]						[略]					
宮 崎 県 各部長印	[略]					宮 崎 県 各部長印	[略]				
						宮 崎 県 政 策 調 整 監 印		方 21	1	一般公文書	総合政策課 長
[略]						[略]					
宮 崎 県 会 計 管 理 者 印		[略]				宮 崎 県 会 計 管 理 者 印		[略]			
						宮 崎 県 会 計 管 理 局 長 印		方 21	1	一般公文書	会計課長
[略]						[略]					
[略]						[略]					

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第4号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 部長 組織規則第 263条第 1 項に規定する部長及び危機管理統括監並びに同条第 3 項に規定する会計管理者をいう。

(6) 次長 組織規則第 263条第 4 項に規定する次長及び同条第 6 項に規定する局長をいう。

(7) 課長 組織規則第 263条第 8 項に規定する課長、同条第 10 項に規定する室長及び組織規則第 266条第 2 項に規定する局次長をいう。

(8) 課長補佐 組織規則第 263条第 12 項に規定する課長補佐をいう。

(9)・(10) [略]

(11) 文書管理システム 電子計算機を利用して起案、決裁、施行、保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、総務課長が管理するものをいう。

(12)～(18) [略]

(文書の取扱いの原則)

第 3 条 [略]

2 文書の管理は、原則として文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

(配布を受けた文書等の取扱い)

第 11 条 文書取扱主任は、総務課から文書の配布を受け、又は直接文書を收受したときは、次により処理しなければならない。

(1) [略]

(2) 次に掲げる文書は、收受印(別記様式第 3 号)を押し、收受文書処理簿(別記様式第 4 号)に所定の事項を登録し、收受印の印影内に收受番号を記入の上、閲覧印(別記様式第 5 号)を押し、課長の閲覧を受け、課長補佐を経て主務担当リーダーに配布すること。

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～4 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 5 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程(平成 19 年訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 部長 組織規則第 263条第 1 項に規定する部長、政策調整監及び危機管理統括監並びに同条第 4 項に規定する会計管理者をいう。

(6) 次長 組織規則第 263条第 6 項に規定する次長及び同条第 8 項に規定する局長をいう。

(7) 課長 組織規則第 263条第 10 項に規定する課長、同条第 12 項に規定する室長及び組織規則第 266条第 2 項に規定する局次長をいう。

(8) 課長補佐 組織規則第 263条第 14 項に規定する課長補佐をいう。

(9)・(10) [略]

(11) 文書管理システム 電子計算機を利用して起案、決裁、施行、保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)が管理するものをいう。

(12)～(18) [略]

(文書作成の原則)

第 2 条の 2 事案の処理は、原則として文書によって行うものとする。

2 職員は、事案の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、その処理内容等を記載した文書を作成しなければならない。

(文書の取扱いの原則)

第 3 条 [略]

2 文書の管理は、原則として文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、総務課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

(配布を受けた文書等の取扱い)

第 11 条 文書取扱主任は、総務課から文書の配布を受け、又は直接文書を收受したときは、次により処理しなければならない。

(1) [略]

(2) 次に掲げる文書は、收受印(別記様式第 3 号)を押し、收受文書処理簿(別記様式第 4 号)に所定の事項を登録し、收受印の印影内に收受番号を記入の上、閲覧印(別記様式第 5 号)を押し、課長の閲覧を受け、課長補佐(組織規則第 263条の 2 第 1 項に規定する室長補佐を含む。以下この条において同じ。)を経て主務担当リーダーに配布すること。

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
東京事務所	[略]			東京事務所	[略]		
消防保安課	宮崎市大字赤江無番地（宮崎空港内）	宮崎県	防災救急ヘリコプターの運航に関すること。				
[略]				[略]			
水産政策課	[略]			漁業管理課	[略]		
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
様式番号	様式の名称	規則の 関係規定	備考	様式番号	様式の名称	規則の 関係規定	備考
[略]				[略]			
別記様式第77号（その1）	[略]			別記様式第77号（その1）	[略]		
別記様式第77号（その2）	[略]			別記様式第77号（その2）	<u>変更請書（一般）</u>	<u>第 106条</u>	
別記様式第77号（その3）	[略]			別記様式第77号（その3）	[略]		
別記様式第77号（その4）	[略]			別記様式第77号（その4）	[略]		
別記様式第77号（その5）	[略]			別記様式第77号（その5）	[略]		
別記様式第77号（その6）	[略]			別記様式第77号（その6）	[略]		
[略]				[略]			
別記様式第 127号	[略]			別記様式第 127号（その1）	[略]		
[略]				別記様式第 127号（その2）	<u>備品使用簿</u>	<u>第 192条</u>	
[略]				[略]			

別記様式第58号中「決済欄」を「決裁欄」に改める。

別記様式第77号（その1）を次のように改める。

様式第77号 (その1)

請 書
(一般)収 入
印 紙

契 約 の 目 的					
納入又は引渡の場所					
納入又は引渡の期限	年 月 日				
納入又は引渡の方法					
契 約 金 額	円 (消費税及び地方消費税額 円を含む。)				
契 約 保 証 金 額	円				
支 払 の 期 日	請求を受けた日から 日以内				
内 訳					
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
			円	円	
<p>1 上記 の契約については、設計書及び仕様書並びに指示事項のほか、宮崎県財務規則の規定を守り、誠実に履行します。</p> <p>2 上記納入物品の種類、品質又は数量に関して、この契約の内容に適合しない場合は、その補修等について、貴県の請求に基づき責任を負います。</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。</p> <p>4 万一契約に違反した場合は、これによって生ずる損害の一切を賠償し、いささかも県に迷惑はかけません。</p> <p>5 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは宮崎県財務規則等に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとします。</p> <p>6 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">契約者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>宮崎県知事 か い 長 殿</p>					

別記様式第77号(その5)を別記様式第77号(その6)とし、別記様式第77号(その4)を別記様式第77号(その5)とし、別記様式第77号(その3)を別記様式第77号(その4)とする。

別記様式第77号(その2)中 「

収 入 証 紙

」 を 「

収 入 印 紙

」 に改め、同様式を別記様式第77号(その3)とする。

別記様式第77号(その1)の次に次の1様式を加える。

別記様式第 127号を別記様式第127号 (その1) とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第127号 (その2)

備 用 品 使 用 簿

使用者職氏名															
品 名	使 用	使				用				返				納	考 考
		年 月 日	記号番号	数	量	受 領 印	年 月 日	記号番号	数	量	物 管 理 確 認	品 者 印			

(注) 使用者職氏名欄については、必要に応じて適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和62年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(健康管理医等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 健康管理医は、別表第1の左欄に掲げる管轄事業所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある医師をもって充てる。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第27条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、総務部長が特に必要であると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>別表第1（第14条、第27条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管轄事業所</th> <th>健康管理医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁、東京事務所、自治学院、福岡事務所、大阪事務所及び4号館内出先機関</td> <td>職員健康管理センター医師</td> </tr> <tr> <td>中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）</td> <td>中央保健所長</td> </tr> <tr> <td>日南保健所管内出先機関</td> <td>日南保健所長</td> </tr> <tr> <td>都城保健所管内出先機関</td> <td>都城保健所長</td> </tr> <tr> <td>小林保健所管内出先機関</td> <td>小林保健所長</td> </tr> <tr> <td>高鍋保健所管内出先機関</td> <td>高鍋保健所長</td> </tr> <tr> <td>日向保健所管内出先機関</td> <td>日向保健所長</td> </tr> <tr> <td>延岡保健所管内出先機関</td> <td>延岡保健所長</td> </tr> <tr> <td>高千穂保健所管内出先機関</td> <td>高千穂保健所長</td> </tr> </tbody> </table>	管轄事業所	健康管理医	本庁、東京事務所、自治学院、福岡事務所、大阪事務所及び4号館内出先機関	職員健康管理センター医師	中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）	中央保健所長	日南保健所管内出先機関	日南保健所長	都城保健所管内出先機関	都城保健所長	小林保健所管内出先機関	小林保健所長	高鍋保健所管内出先機関	高鍋保健所長	日向保健所管内出先機関	日向保健所長	延岡保健所管内出先機関	延岡保健所長	高千穂保健所管内出先機関	高千穂保健所長	<p>(健康管理医等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 健康管理医は、別表第1の左欄に掲げる管轄事業所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の産業医の資格を有する医師をもって充てる。ただし、総務部長が必要があると認めるときは、他の管轄事業所の健康管理医をもって充てることことができる。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第27条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる所属の健康管理医が同表の左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、総務部長が特に必要があると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>別表第1（第14条、第27条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管轄事業所</th> <th>所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、自治学院及び4号館内出先機関</td> <td>総務事務センター又は福祉保健部（出先機関を除く。）</td> </tr> <tr> <td>中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）</td> <td>中央保健所</td> </tr> <tr> <td>日南保健所管内出先機関</td> <td>日南保健所</td> </tr> <tr> <td>都城保健所管内出先機関</td> <td>都城保健所</td> </tr> <tr> <td>小林保健所管内出先機関</td> <td>小林保健所</td> </tr> <tr> <td>高鍋保健所管内出先機関</td> <td>高鍋保健所</td> </tr> <tr> <td>日向保健所管内出先機関</td> <td>日向保健所</td> </tr> <tr> <td>延岡保健所管内出先機関</td> <td>延岡保健所</td> </tr> <tr> <td>高千穂保健所管内出先機関</td> <td>高千穂保健所</td> </tr> </tbody> </table>	管轄事業所	所 属	本庁、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、自治学院及び4号館内出先機関	総務事務センター又は福祉保健部（出先機関を除く。）	中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）	中央保健所	日南保健所管内出先機関	日南保健所	都城保健所管内出先機関	都城保健所	小林保健所管内出先機関	小林保健所	高鍋保健所管内出先機関	高鍋保健所	日向保健所管内出先機関	日向保健所	延岡保健所管内出先機関	延岡保健所	高千穂保健所管内出先機関	高千穂保健所
管轄事業所	健康管理医																																								
本庁、東京事務所、自治学院、福岡事務所、大阪事務所及び4号館内出先機関	職員健康管理センター医師																																								
中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）	中央保健所長																																								
日南保健所管内出先機関	日南保健所長																																								
都城保健所管内出先機関	都城保健所長																																								
小林保健所管内出先機関	小林保健所長																																								
高鍋保健所管内出先機関	高鍋保健所長																																								
日向保健所管内出先機関	日向保健所長																																								
延岡保健所管内出先機関	延岡保健所長																																								
高千穂保健所管内出先機関	高千穂保健所長																																								
管轄事業所	所 属																																								
本庁、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、自治学院及び4号館内出先機関	総務事務センター又は福祉保健部（出先機関を除く。）																																								
中央保健所管内出先機関（自治学院及び4号館内出先機関を除く。）	中央保健所																																								
日南保健所管内出先機関	日南保健所																																								
都城保健所管内出先機関	都城保健所																																								
小林保健所管内出先機関	小林保健所																																								
高鍋保健所管内出先機関	高鍋保健所																																								
日向保健所管内出先機関	日向保健所																																								
延岡保健所管内出先機関	延岡保健所																																								
高千穂保健所管内出先機関	高千穂保健所																																								

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を次のとおり行わせることとした。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定試験機関の名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号JACCビル

3 行わせることとした試験事務の範囲

試験の実施に関する事務の全部

4 試験事務を行わせることとした年月日

令和3年4月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

平成29年7月1日から令和2年3月17日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字奈留の一部

4 認証年月日

令和3年3月15日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

2 地籍調査を行った期間

令和元年6月1日から令和2年12月14日まで

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

令和3年3月15日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役名	氏名	住所
監事	脇元敏幸	宮崎市高岡町飯田3丁目3番地1

2 変更後

役名	氏名	住所
監事	脇元敏幸	宮崎市高岡町五町 800番地2

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定役務の名称及び数量

テレワーク環境構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年2月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東3丁目6番29号

5 落札金額

67,980,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和3年1月28日

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県企業局企業管理規程第5号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																											
<p>（企業出納員等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 物品分任出納員 <u>工務課長及び工務課課長補佐</u> <u>電気課長及び電気課課長補佐</u> <u>施設管理課長及び施設管理課課長補佐</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、<u>施設管理課契約・管理担当</u>に勤務する職員（契約に関する事務を担当する職員に限る。）をもって充てる。 （予算見積書の作成）</p> <p>第21条 主務課長等（当該事務を主管する課及び事務所の長をいう。以下同じ。）は、その所管に属する事務について別途通知する翌事業年度予算の見積に関する書類（以下「<u>予算見積書</u>」という。）を作成し、総務課長に送付しなければならない。ただし、工事に関する予算見積書については、<u>工務課</u>においてとりまとめの上、送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">様式目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">様式第39号</td> <td>請書（一般）</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請書（工事）</td> <td>[略]</td> <td><u>その2</u></td> </tr> <tr> <td>変更請書（工事）</td> <td>[略]</td> <td><u>その3</u></td> </tr> <tr> <td>請書（委託）</td> <td>[略]</td> <td><u>その4</u></td> </tr> <tr> <td>変更請書（委託）</td> <td>[略]</td> <td><u>その5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	[略]				様式第39号	請書（一般）	[略]		請書（工事）	[略]	<u>その2</u>	変更請書（工事）	[略]	<u>その3</u>	請書（委託）	[略]	<u>その4</u>	変更請書（委託）	[略]	<u>その5</u>	[略]				<p>（企業出納員等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 物品分任出納員 <u>工務管理課長及び工務管理課課長補佐</u> <u>施設保全課長及び施設保全課課長補佐</u> <u>発電設備課長及び発電設備課課長補佐</u> <u>総合制御課長及び総合制御課課長補佐</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、<u>工務管理課入札・契約担当</u>に勤務する職員（契約に関する事務を担当する職員に限る。）をもって充てる。 （予算見積書の作成）</p> <p>第21条 主務課長等（当該事務を主管する課及び事務所の長をいう。以下同じ。）は、その所管に属する事務について別途通知する翌事業年度予算の見積に関する書類（以下「<u>予算見積書</u>」という。）を作成し、総務課長に送付しなければならない。ただし、工事に関する予算見積書については、<u>工務管理課</u>においてとりまとめの上、送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">様式目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">様式第39号</td> <td>請書（一般）</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>変更請書（一般）</u></td> <td><u>第95条</u></td> <td><u>その2</u></td> </tr> <tr> <td>請書（工事）</td> <td>[略]</td> <td><u>その3</u></td> </tr> <tr> <td><u>変更請書（工事）</u></td> <td>[略]</td> <td><u>その4</u></td> </tr> <tr> <td>請書（委託）</td> <td>[略]</td> <td><u>その5</u></td> </tr> <tr> <td><u>変更請書（委託）</u></td> <td>[略]</td> <td><u>その6</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	[略]				様式第39号	請書（一般）	[略]		<u>変更請書（一般）</u>	<u>第95条</u>	<u>その2</u>	請書（工事）	[略]	<u>その3</u>	<u>変更請書（工事）</u>	[略]	<u>その4</u>	請書（委託）	[略]	<u>その5</u>	<u>変更請書（委託）</u>	[略]	<u>その6</u>	[略]			
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																																									
[略]																																																												
様式第39号	請書（一般）	[略]																																																										
	請書（工事）	[略]	<u>その2</u>																																																									
	変更請書（工事）	[略]	<u>その3</u>																																																									
	請書（委託）	[略]	<u>その4</u>																																																									
	変更請書（委託）	[略]	<u>その5</u>																																																									
[略]																																																												
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																																									
[略]																																																												
様式第39号	請書（一般）	[略]																																																										
	<u>変更請書（一般）</u>	<u>第95条</u>	<u>その2</u>																																																									
	請書（工事）	[略]	<u>その3</u>																																																									
	<u>変更請書（工事）</u>	[略]	<u>その4</u>																																																									
	請書（委託）	[略]	<u>その5</u>																																																									
	<u>変更請書（委託）</u>	[略]	<u>その6</u>																																																									
[略]																																																												

別記様式第15号中「振込口座番号 2001791」を「振込口座番号（当座） 2001791」に改める。

別記様式第39号（その1）を次のように改める。

様式第39号 (その1)

請 書 (一 般)

収入印紙

契 約 の 目 的					
納入又は引渡の場所					
納入又は引渡の期限	年 月 日				
納入又は引渡の方法					
契 約 金 額	(消費税及び地方消費税額 円を含む。)				円
契 約 保 証 金 額					円
支 払 の 期 日	請求を受けた日から 日以内				
内 訳					
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
			円	円	
<p>1 上記 の契約については、設計書及び仕様書並びに指示事項のほか、宮崎県企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の規定を守り誠実に履行します。</p> <p>2 上記納入物品の種類、品質又は数量に関して、この契約の内容に適合しない場合は、その補修等について、貴局の請求に基づき責任を負います。</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。</p> <p>4 万一契約に違反した場合は、これによって生ずる損害の一切を賠償し、いささかも貴局に迷惑はかけません。</p> <p>5 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは宮崎県企業局会計規程等に定めのない事項については、貴局と協議の上、定めるものとします。</p> <p>6 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">契約者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>					

別記様式第39号(その5)中 「増 額 業務委託料」 を 「増 減 業務委託料」 に改め、同様式を別記様式第39号(その6)とする。

別記様式第39号(その4)を別記様式第39号(その5)とする。

別記様式第39号(その3)中 「増 額 請負金額」 を 「増 減 請負金額」 に改め、同様式を別記様式第39号(その4)とする。

別記様式第39号(その2)を別記様式第39号(その3)とする。

別記様式第39号(その1)の次に次の1様式を加える。

別記様式第39号 (その2)

変 更 請 書 (一 般)

収入印紙

契 約 の 目 的	
納入又は引渡の場所	
納入又は引渡の期限	年 月 日
変 更 内 容	仕様書のとおり
増 契 約 金 減 額	増額 円 減額 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
支 払 の 期 日	請求を受けた日から 日以内
<p>上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 契約者 氏 名 印</p> <p>宮崎県企業局長 殿</p>	

附則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第7号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）		別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
6級	1 本庁の局次長、交通・地域安全対策監、工事検査監、農業改良対策監、ダム対策監、空港・ポートセールス対策監又は副参事の職務 2～4 [略]	6級	1 本庁の局次長、交通・地域安全対策監、工事検査監、ダム対策監、空港・ポートセールス対策監又は副参事の職務 2～4 [略]
[略]		[略]	
8級	1 本庁の危機管理統括監又は県参事の職務 2・3 [略]	8級	1 本庁の政策調整監、 <u>危機管理統括監</u> 又は県参事の職務 2・3 [略]
9級	1 困難な業務を行う本庁の危機管理統括監又は県参事の職務 2 [略]	9級	1 困難な業務を行う本庁の政策調整監、 <u>危機管理統括監</u> 又は県参事の職務 2 [略]
別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）		別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
6級	1～3 [略] 4 特に困難な業務を行う事務長の職務	6級	1～3 [略] 4 県立学校の副参事の職務
[略]		[略]	
別表第5 公安職給料表級別基準職務表		別表第5 公安職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
7級	1 [略] 2 特に困難な業務を行う警察本部の通告官又は場長の職務 3 [略]	7級	1 [略] 2 特に困難な業務を行う警察本部の管理官、 <u>通告官</u> 又は場長の職務 3 特に重要かつ困難な業務を行う警察本部の <u>広報官、指導官、室長、企画官、対策官</u> 又は副校長の職務 4 [略]
[略]		[略]	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
[略]		[略]	
条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	[略] 宮崎県道路公社 <u>宮崎県住宅供給公社</u> [略]	条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	[略] 宮崎県道路公社 [略]
条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	公益社団法人宮崎県芸術文化協会 [略]	条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	<u>全国知事会</u> 公益社団法人宮崎県芸術文化協会 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第 9 号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和 30 年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1 (第 2 条関係)				別表第 1 (第 2 条関係)			
組 織	職	種別	区分	組 織	職	種別	区分
知事 本庁	部長	[略]		知事 本庁	部長	[略]	
	危機管理統括監				<u>政策調整監</u>		
	会計管理者				危機管理統括監		
	[略]				会計管理者		
	交通・地域安全対策監	[略]		[略]			
	工事検査監			交通・地域安全対策監			
	<u>農業改良対策監</u>			工事検査監			
	ダム対策監			ダム対策監			
	空港・ポートセールス対策監			空港・ポートセールス対策監			
	副参事			副参事			
[略]				[略]			
西臼杵支庁	[略]			西臼杵支庁	[略]		
[略]				防災救急航空センター	<u>センター長</u>	<u>4 種</u>	<u>1</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
教育委員会	[略]			教育委員会	[略]		
	<u>市町村立</u>	[略]			<u>市町村立</u>	[略]	
	中学校				小学校		
	<u>市町村立</u>				<u>市町村立</u>		
	小学校				中学校		
					<u>市町村立</u>		
					義務教育		

[略]	学校	[略]
[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
機関		職	機関		職
[略]			[略]		
知事部局 (会計管理局を含む。)	本庁	部長 危機管理統括監 会計管理者 会計管理局長 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹並びに組織・人材育成又は改革推進の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 財政課の主幹又は副主幹 財産総合管理課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹	知事部局 (会計管理局を含む。)	本庁	部長 <u>政策調整監</u> 危機管理統括監 会計管理者 会計管理局長 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 <u>総合政策課広域連携推進室</u> の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹並びに組織・コンプライアンス又は改革推進の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 財政課の主幹又は副主幹 財産総合管理課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹
出先機関	[略]		出先機関	[略]	
	西臼杵支庁	[略]		西臼杵支庁	[略]
	消防学校	[略]		<u>防災救急航空センター</u>	センター長
	[略]			消防学校	[略]
	[略]			[略]	
備考			備考		
1 [略]			1 [略]		
2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに人事課の労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理			2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに人事課の労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課広域連携推進室の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘		

<p>する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事又は給与の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事又は給与についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹」とは、<u>組織・人材育成又は改革推進の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「組織・人材育成又は改革推進の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、組織・人材育成又は改革推進についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財産総合管理課の主幹又は副主幹」とは、庁舎管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与旅費、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事又は給与の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事又は給与についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹」とは、<u>組織・コンプライアンス又は改革推進の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「組織・コンプライアンス又は改革推進の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、組織・コンプライアンス又は改革推進についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財産総合管理課の主幹又は副主幹」とは、庁舎管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与支給、旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。</u></p> <p>3・4 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第5条の3関係）					別表第1（第5条の3関係）				
組織区分	給料表	職		加算割合	組織区分	給料表	職		加算割合
知事 部局	行政 職	本庁	部長、危機管理統括監、 会計管理者、県参事	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	部長、 <u>政策調整監</u> 、危 機管理統括監、会計管 理者、県参事	[略]
			次長、局長、会計管理 局次長、部（局）参事 、課長、室長、高速道 対策局次長、交通・地 域安全対策監、工事検 査監、 <u>農業改良対策監</u> 、ダム対策監、空港・ ポートセールス対策監	[略]				次長、局長、会計管理 局次長、部（局）参事 、課長、室長、高速道 対策局次長、交通・地 域安全対策監、工事検 査監、 <u>ダム対策監</u> 、空 港・ポートセールス対 策監	[略]
		[略]	[略]	[略]			[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

県議 会事 務局 及 び 各 種 委 員 会 事 務 局	行政 職	共通	[略]		県議 会事 務局 及 び 各 種 委 員 会 事 務 局	行政 職	共通	[略]	
			課長補佐、主幹	[略]				課長補佐、主幹、専門 主幹	[略]
			[略]					[略]	
			主任主事、主任技師	[略]				専門主事、主任主事、 主任技師	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第12号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後										
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）										
学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分	学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分						
小学校	[略]				3級地	小学校	[略]								
	西都市	東白杵郡 同 同	諸塚村 椎葉村 同	銀上小学校			御池小学校	西都市	椎葉村 同	銀上小学校	尾向小学校				
	東白杵郡			七ツ山小学校				東白杵郡		尾向小学校					
	同			尾向小学校				同		不土野小学校					
	[略]						1級地	小学校	[略]						
	都城市	西米良村 美郷町 高千穂町 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同	吉之元小学校					村所小学校	都城市	西米良村 同 同 同 同 同	高千穂町 同 同 同 同 同	吉之元小学校	村所小学校	
	同			御池小学校						同			御池小学校		
	日向市			美々津小学校田の原 分校						日向市			美々津小学校田の原 分校		
	同			坪谷小学校						同			坪谷小学校		
	串間市			笠祇小学校						串間市			笠祇小学校		
	児湯郡			村所小学校						児湯郡			村所小学校		
	東白杵郡			北郷小学校						西白杵郡			高千穂町		押方小学校
	西白杵郡			押方小学校						同			同		田原小学校
	同			田原小学校						同			同		上野小学校
同	上野小学校			同	同	三ヶ所小学校									
同	三ヶ所小学校	同	同	坂本小学校											
同	坂本小学校	[略]													
中学校	[略]				1級地	中学校			[略]						
	小林市	西米良村 美郷町 高千穂町	同 同	須木中学校			西米良中学校	小林市	西米良村 同 同	須木中学校 西米良中学校	1級地				
	児湯郡			西米良中学校				児湯郡				西米良中学校			
	東白杵郡			北郷中学校				西白杵郡				高千穂町	上野中学校		
	西白杵郡	田原中学校	同	同			日之影中学校								
	同	上野中学校	同	同			五ヶ瀬中学校								
	同	日之影中学校	同	同			五ヶ瀬中学校								
	同	五ヶ瀬中学校	[略]												
	[略]						1級地	義務教 育学校	東白杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校	1級地			
	[略]								同	同	同				

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第13号

平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成31年宮崎県人事委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1・2 [略]</p>	<p>附 則 1・2 [略] <u>（特定退職者に関する暫定措置）</u> 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第3条の5及び第24条第1項の規定の適用については、第3条の5条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第24条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第15号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（返納の事由及び額等） 第16条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>	<p>（返納の事由及び額等） 第16条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）第28条第 2 項の規定により休職にされ、地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第26条第 1 項の規定により休業し、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。

(4) [略]

2～4 [略]

第17条の 2 支給単位期間は、第15条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地公法第28条第 2 項の規定により休職にされ、地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教特法第26条第 1 項の規定により休業し、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）第28条第 2 項の規定により休職にされ、地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第26条第 1 項の規定により休業し、外国派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をし、地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第17条の 2 第 2 項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2～4 [略]

第17条の 2 支給単位期間は、第15条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第16条第 1 項第 3 号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第16号

職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員退職管理に関する規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第23条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） [略] （2） 法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第23条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） [略] （2） 法第22条の 2 第 1 項、第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合

(3) [略]

(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第5号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(専決) 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) 次に掲げる職員の任免に関すること。 ア・イ [略] ウ 県立学校の職員（校長、副校長、教頭及び事務長を除く。）) エ [略] (2)～(25) [略] 2 [略]	(専決) 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) 次に掲げる職員の任免に関すること。 ア・イ [略] ウ 県立学校の職員（校長、副校長、教頭、 <u>副参事</u> 及び事務長を除く。） エ [略] (2)～(25) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第6号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4)～(20) [略] 2 [略]	(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、副校長、 <u>副参事</u> 、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>副参事は、校長（副校長を置く高等学校にあっては、校長及び副校長）を助け、特定の事務を掌理する。</u> (5)～(21) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第7号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(20) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 副参事は、校長（副校長を置く中等教育学校にあっては、校長及び副校長）を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(5)～(21) [略]</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第8号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(16) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 副参事は、校長を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(4)～(17) [略]</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第9号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(20) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 副参事は、校長(副校長を置く特別支援学校にあっては、校長及び副校長)を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(5)～(21) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育長決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	教育長決裁事項	<p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育長決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、<u>教頭、副参事</u>及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	教育長決裁事項	<p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、<u>教頭、副参事</u>及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>
教育長決裁事項					
<p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、教頭及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>					
教育長決裁事項					
<p>1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の校長、副校長、<u>教頭、副参事</u>及び事務長</p> <p>エ [略]</p> <p>(9)～(21) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>					

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。